

【件名】ACT政府発表：西豪州のパース市及びピール地方に滞在歴のある人への対応（その3）（COVID-19 関連）

【ポイント】

●4月30日（金）、ACT政府は、西豪州政府がパース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）に対する規制を緩和したことを受け、本日午後12時から、西豪州政府指定の高度の感染の可能性がある地点（close contact exposure site）に訪問歴がある人を除き、同地域からACTに入境する人に対して求めていたオンラインでの申告が不要になる旨発表しました。

●なお、引き続き、西豪州政府及びビクトリア州政府指定の高度の感染の可能性がある地点（close contact exposure site）に訪問歴のある人は、同地点を訪問してから14日間自己隔離する必要があります。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/act-travel-requirements-change-following-wa-easing-of-restrictions>

（1）4月30日（金）、ACT政府は、西豪州政府がパース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）に対する規制を緩和したことを受け、本日午後12時から、西豪州政府指定の高度の感染の可能性がある地点（close contact exposure site）に訪問歴がある人を除き、同地域からACTに入境する人に対して求めていたオンラインでの申告が不要になる旨発表しました。

（2）西豪州及びビクトリア州政府指定の軽度の感染の可能性がある地点（casual contact exposure site）に訪問歴がある人は、引き続き、新型コロナウイルス検査を受け、陰性結果を受領するまで、自己隔離することが求められています。

○西豪州政府発表の感染の可能性がある地点

https://healthywa.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus/Locations-visited-by-confirmed-cases

○ビクトリア州政府発表の感染の可能性がある地点

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/exposure-sites#public-exposure-sites-in-victoria>

（3）西豪州政府及びビクトリア州政府指定の高度の感染の可能性がある地点（close contact exposure site）に訪問歴があるACT住民は、ACT保健局（電話：0251246209）に電話し、同地点を訪問してから14日間自己隔離する必要があります。

（4）西豪州政府及びビクトリア州政府指定の高度の感染の可能性がある地点（close

contact exposure site) に訪問歴があるACT住民以外の人は、事前に免除許可を受けない限り、ACTに入境すべきではありません。

事前の免除申請先：<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern/online-travel-forms>

2 ACT政府は、下記リンク先に、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記1のリンク先が変更になる場合もあるようですので、最新情報は下記から確認するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (NSW州, NT (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから

手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>